

放課後児童クラブ利用のご案内

申込みに関するお願い

- 放課後児童クラブの利用を希望する児童の保護者は、新規・継続申請を問わず、必ずこの案内をお読みいただいたうえで申請してください。
- 令和5年度当初利用（4月からの利用）の申請期間は、令和4年12月1日（木）から令和5年1月31日（火）までです。
- ※1回目の利用審査・決定は、上記期間内に申請をされた方から行い、期間後（令和5年2月1日（水））以降に申請をされた方は2回目以降の利用審査・決定の対象となります。期間後も申請を受け付けていますが、1回目の利用審査・決定で受入限度人数に達してしまう場合もございますので、申請期間内に申請してください。
- 次の事項に該当するときは、利用のお断り、あるいは利用を見合わせていただく場合がありますのでご承知おきください。
 - （1）家庭状況の変更により、利用の対象となる基準に合致しなくなった場合
 - （2）他の児童や支援員に対する暴力行為、またはクラブのきまりを守らない場合
 - （3）前年度分の保護者負担金を滞納している場合
 - （4）利用後、理由なく保護者負担金の納付を3か月以上滞った場合
- 申請書類に記入いただく個人情報等については、児童クラブ利用審査及び利用児童への保険適用資料として使用するものであり、他の目的での使用はいたしません。
- 申請書類の返送は行っておりません。当方にて適切に保管処理させていただきます。

【1. 内容】

放課後児童クラブは、放課後に保護者が家庭にいない小学生を対象に、専任の支援員が家庭に代わって保護育成する施設です。集団の中で、遊びを通じて児童の自主性・創造性・社会性を高め、さらに、家庭的な雰囲気と温かい環境の中で情緒的安定を図り、児童の安全と健全な育成を目指しています。

【2. 募集児童クラブ】

児童クラブ名	実施場所	所在地	定員
なかよしクラブ	五戸児童クラブ館	字天満22-1	80名
にこにこクラブ	上市川小学校内	大字上市川字御兵糧3	30名
切谷内児童クラブ	切谷内児童クラブ館	大字切谷内字切谷内村100-2	40名
倉石児童クラブ	倉石コミュニティセンター内	大字倉石中市字上ミ平20-4	40名

【3. 開設日、開設時間等】

開設日	<u>月曜日から土曜日</u> （夏・冬・春休み等も開設）
開設時間	学校開校日 … <u>授業終了後（放課後）から午後6時30分まで</u> 学校休業日（土曜日・夏・冬・春休み等）… <u>午前8時から午後6時30分まで</u>

休日	<p>日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）、お盆（8月13日～16日）</p> <p>※ その他学校行事等により休みになる場合があります。</p> <p>※ 集団かぜ等により休校となった場合、休みとなる場合がございますのでご了承ください。</p> <p>※ 災害時も休みになる場合があります。（災害による授業切上げ時含む）</p>
利用期間	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p> <p>※ 利用期間は1ヶ月単位でも申請できます。また、利用申請・退所の手続きは その都度行ってください。</p> <p>※ 長期休暇中のみ利用については、定員等によりお受けできない場合がございますので、あらかじめ担当までご相談ください。</p>

【4. 対象児童】（※町内の小学校に在籍する児童）

- (1) 保護者等（65歳未満の祖父母も含む）が、就労等により昼間家庭にいない小学生
- (2) 保護者が、健康上等の理由により、昼間家庭での健全育成が困難な小学生
- (3) その他の理由により適当であると認められる小学生

【5. 利用申請】

「放課後児童クラブ利用申込書」（第1号様式）に、必要な書類を添付し、利用希望児童1人につき1部ご提出ください。ただし、添付書類については、兄弟姉妹で利用する場合は、それぞれに添付する必要はありません。また、令和4年度の「子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育利用申込書」（新規あるいは継続）の提出をされている場合には、申込書追加記入欄にその旨を記載し、父母分についての添付書類を省略することができます。

申請書類	<p>① 放課後児童クラブ利用申込書（第1号様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迎えの時間、利用予定日は申込時点の予定を記入してください。利用開始後の出欠等は随時連絡帳等でさせていただきます。 ・健康面で気になることやアレルギー等ありましたら、健康状態の欄にご記入ください。（健康面は児童を預かるうえで、把握しておかなければならない事項です。必ず記入いただきますよう、よろしくお願いいたします。） ・緊急連絡先は、児童に何かあった場合の連絡先となります。必ず2つ以上記入していただきますようお願いいたします。 <p>② 保護者等の状況を証明する添付書類 →3ページ目の添付書類についてをご覧ください</p>
申請期間	<p>年度当初（4月1日）からの利用を希望される場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>令和4年12月1日（木） ～ 令和5年1月31日（火）</p> <p>午前8時15分 ～ 午後5時00分</p> <p>（※午後5時以降の申請となる場合は福祉課まで事前の連絡をお願いします。）</p> </div> <p>【参考】</p> <p>5月以降からの利用を希望される方は、原則利用希望日の1ヶ月前までに申請書類をご提出ください。ただし、利用者数によっては、希望日から利用できない場合もあります。</p>
申請書類 提出先	<p>五戸町役場 福祉課（1階）</p> <p>※ 各支所、各児童クラブでの受け付けは行っておりません。</p>
申請書類 入手先	<p>五戸町役場 福祉課（1階）、各支所、各児童クラブ、五戸町ホームページ</p> <p>※ 令和5年度就学児童の保護者の方へは、福祉課から各家庭へ郵送しております。</p> <p>※ 現在、児童クラブを利用されている児童の保護者の方へは、各児童クラブから配布します。</p>

添付書類について

(1) 保護者（65歳未満の祖父母、會祖父母を含む）の状況を証明する添付書類

区 分		添 付 書 類（※1）
居宅外労働	社員、内職の場合	就労（予定）証明書（※2）
居宅内労働	自営業の場合（事業手伝い含む） 農業の場合	就労状況申立書（※3） 農地基本台帳記載証明書 ※町内に農地がある場合、農業委員会で発行
病気、負傷、 心身障害	病気、負傷の場合	診断書の写し (家庭での保育が困難であることの記載のあること)
	心身障害の場合	手帳あるいは年金証書等の写し
介 護	親族を常時介護・看護している場合	看護・介護申立書（※4） 次のいずれかの写し ・手帳・診断書 ・介護保険被保険者証の写し ・施設通所付添の場合、在学・通所証明書等利用状況が確認できるもの
その他 (家庭で保育できないことの証明書)	就学している場合（職業訓練含む）	在学（受講）証明書
	その他	申立書等

※1 令和5年度の保育所の新規あるいは継続の手続きで就労証明書等を提出されている場合には、父母分の添付書類を省略することができます（65歳未満の祖父母等の添付書類は必要です。）。

※2～※4の様式については役場福祉課、各支所窓口および五戸町ホームページから入手できます。

(2) 児童の添付書類

区 分	添 付 書 類
障がいのある児童	療育手帳、障害者手帳、診断書の写し、学校長の意見書など

※障がいのある児童、または障害者手帳や療育手帳の交付を受けていないが、集団での活動が困難であると思われる児童の保護者は、申込時に必ず福祉課までご相談ください。持病や定期通院、服薬などがある場合、申請書に記載してください（診断書の提出をお願いする場合があります）。

【6. 利用決定】

(1) 1回目の利用審査決定は、期間内に申請をされた方から行き、期間後（令和5年2月1日（水））以降に申請をされた方は2回目以降の利用審査・決定の対象となります。

申請期間内の申請者には令和5年3月上旬、それ以降の申請者につきましては令和5年3月下旬以降、順次審査結果を通知します。

(2) 利用審査につきましては、家庭及び児童の状況等を総合的に判断のうえ選考し、利用可否の決定を行います。（申込者が定員を超えた場合は、家庭状況と児童の学年により利用決定します。したがって、学年では1年生が、家庭状況ではひとり親家庭や核家族が優先されることとなります。兄弟姉妹で利用申請をしても、年少の児童のみ利用決定となる場合もあります。）

※ 定員に余裕のある場合には、年度途中での利用も可能です。

【7. 児童のお迎え】

- (1) 保護者等は、開設時間内に児童のお迎えをお願いします。
- (2) 小学校内の児童クラブは、送り迎え専用の駐車場はありません。
※送迎時は、学校のルールを厳守していただくようお願いいたします。
- (3) 小学校内以外で開設している児童クラブを利用する際には、各ご家庭で保護者の責任において、安全指導を踏まえた学校からの登館経路について、利用開始前にご確認していただくようお願いいたします。

【8. 保護者負担金】

- ・ 利用料 月額2,500円（月の途中利用・退所となった場合でも1か月分をご負担いただきます。）
- ・ 保険料 年額1,820円（年度途中から利用した場合には月割でご負担いただきます。）
（※保険料 … クラブ活動中にケガをした場合の保険給付制度に加入のため）

【9. 納入方法】

口座振替あるいは送付された納付書にて、指定金融機関あるいは五戸町役場出納室窓口または川内支所、浅田支所、倉石支所で納入していただきます。

【10. 退所について】

児童クラブを退所する場合には、直ちに利用辞退届を福祉課へ提出してください。（提出が遅れた場合には、利用料を納入していただくこととなります。）



お問い合わせ先

五戸町役場 福祉課 放課後児童クラブ担当
電話番号0178-62-2111（内線133）
0178-62-7955（直通）